

毎週月、水、金曜日発行

富 山 県 報

平成26年 3 月 27 日

木 曜 日

号 外

目 次

告 示

- 水源地域の指定 1
- 指定障害福祉サービス事業者の指定 2

公 告

- 基本測量の終了 3

告 示

富山県告示第161号

水源地域の指定について

富山県水源地域保全条例（平成25年富山県条例第12号）第12条第1項の規定により水源地域を指定するので、同条第6項の規定によりその区域を次のとおり告示する。

平成26年 3 月 27 日

富山県知事 石 井 隆 一

1 公共の用に供する水源に係る取水地点及びその周辺の地域

水源の所在市 町村名	水源名	指定の区域（大字名）
滑川市	第2水源地域、第14水源地域	滑川市大浦の一部
	第4水源地域、第13水源地域	滑川市杉本の一部、大浦の一部
	第5水源地域	滑川市栗山の一部、杉本の一部
	第7水源地域	滑川市横道の一部、大榎の一部

第8水源地	滑川市大浦の一部、魚津市鹿熊の一部
第9水源地	滑川市栗山の一部
第10水源地	滑川市栗山の一部、魚津市有山の一部
第11水源地	滑川市中野島の一部、杉本の一部、北野の一部
第12水源地	滑川市二塚の一部、横道の一部

(なお、別紙図面表示のとおり)

2 その他水資源を保全するため必要と認められる地域

水源の所在市町村名	水源名	指定の区域(大字名)
小矢部市	鳩清水	小矢部市埴生の一部、石坂の一部
南砺市	脇谷の水	南砺市利賀村栗当の一部
	不動滝の霊水	南砺市大谷の一部
	妃の清水	南砺市安居の一部

(なお、別紙図面表示のとおり)

(ただし、当該区域のうち、森林の存する地域として指定済みの区域については、森林の存する地域として指定されたものとする。)

(「別紙図面」は、省略し、富山県生活環境文化部県民生活課に備え置いて縦覧に供する。)

富山県告示第162号

指定障害福祉サービス事業者の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第36条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により公示する。

平成26年3月27日

富山県知事 石 井 隆 一

指定障害福祉サービスの種類	指定年月日	事業所番号	申請者		事業所	
			名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地
就労継続支援A型	平成26年4月1日	1610800102	株式会社EACH ONE	砺波市高道32番地2	新の葉	砺波市高道32番地2
就労継続支援B型	平成26年4月1日	1610600080	合同会社あすなる	滑川市上小泉1202番地1	あすなる倶楽部	滑川市上小泉1202番地1
居宅介護、重度訪問介護、同行支援	平成26年4月1日	1611900307	合同会社スマイルハートかどや	射水市新片町5丁目25番地	訪問介護センターかどや	射水市新片町5丁目25番地

~~~~~  
公 告  
~~~~~

基本測量の終了

測量法（昭和24年法律第 188号）第14条第 2 項の規定により、国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があったので、同条第 3 項の規定により公示する。

平成26年 3 月 27 日

富山県知事 石 井 隆 一

1 作業種類

基本測量（基準点測量）

2 作業期間

平成25年 7 月 22日から平成26年 3 月 7 日まで

3 作業地域

氷見市、小矢部市、下新川郡入善町

